

## 令和4年度ダイオキシン類の調査結果について (鹿児島市による測定)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、令和4年度に鹿児島市が実施した、ダイオキシン類に係る大気、水質、底質及び土壌の常時監視結果並びに廃棄物焼却炉等への排出基準監視結果は次のとおりである。

### 1 環境の常時監視（環境中の環境基準の達成状況を確認するためのもの）

#### (1) 大気

① 調査地点 一般環境2地点、発生源周辺2地点

② 調査時期 年4回（4月、7月、10月、1月）

③ 調査結果

全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準（ $0.6 \text{ pg}^{\text{注1}}\text{-TEQ}^{\text{注2}}/\text{m}^3$ 以下）を達成していた。

#### (2) 水質

① 調査地点 河川水質3地点、地下水質4地点

② 調査時期 年1回（10月）

③ 調査結果

全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準（ $1 \text{ pg-TEQ/L}$ 以下）を達成していた。

#### (3) 底質

① 調査地点 河川底質3地点

② 調査時期 年1回（10月）

③ 調査結果

全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準（ $150 \text{ pg-TEQ/g}$ 以下）を達成していた。

#### (4) 土壌

① 調査地点 一般環境4地点、発生源周辺2地点

② 調査時期 年1回（10月）

③ 調査結果

全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準（ $1000 \text{ pg-TEQ/g}$ 以下）を達成していた。

### 2 廃棄物焼却炉等への立入検査（特定施設に係る排出基準の適合状況を確認するためのもの）

#### (1) 大気基準適用施設

① 監視事業所数 15事業所の15施設

② 監視時期 年1回（7月～12月）

③ 監視結果

全ての事業所の施設で、適用される排出基準に適合していた。

#### (2) 水質基準適用事業場

① 監視事業所数 1事業所

② 監視時期 年1回（10月）

③ 監視結果

当該事業所に適用される排出基準（ $10 \text{ pg-TEQ/L}$ 以下）に適合していた。

# 調 査 結 果

## 1 環境の常時監視結果

### (1) 大 気

(単位 ; p g - T E Q / m<sup>3</sup>)

調 査 地 点		調 査 結 果 (年間平均値)	環 境 基 準 (年間平均値)
一般環境	山下町	0.010	0.6 以下
	平川町	0.0062	
発生源周辺	小野地区	0.093	
	西別府地区	0.066	

### (2) 水 質

#### ① 河川水

(単位 ; p g - T E Q / L)

調 査 地 点	調 査 結 果	環 境 基 準 (年間平均値)
稲荷川 (黒葛原橋)	0.026	1 以下
甲突川 (松方橋)	0.044	
新川 (第二鶴ヶ崎橋)	0.36	

#### ② 地下水

(単位 ; p g - T E Q / L)

調 査 地 点	調 査 結 果	環 境 基 準 (年間平均値)
武1丁目	0.022	1 以下
田上8丁目	0.022	
郡山町	0.022	
川田町	0.022	

### (3) 底 質

(単位 ; p g - T E Q / g)

調 査 地 点	調 査 結 果	環 境 基 準
稲荷川 (黒葛原橋)	0.25	150以下
甲突川 (松方橋)	0.19	
新川 (第二鶴ヶ崎橋)	0.45	

### (4) 土 壌

(単位 ; p g - T E Q / g)

調 査 地 点		調 査 結 果	環 境 基 準
一般環境	武1丁目	0.047	1000以下
	武岡5丁目	0.024	
	郡山町	0.17	
	川田町	0.066	
発生源周辺	宮之浦町	0.025	
	牟礼岡1丁目	0.070	

2 廃棄物焼却炉等への立入検査結果

(1) 大気基準適用施設

(単位 ;  $\text{ng}^{\text{注3}}\text{-TEQ}/\text{m}^3\text{N}^{\text{注4}}$ )

	工場・事業場の名称	調査結果	大気排出基準	適合状況
1	鹿児島市北部清掃工場 (1号炉)	0.0060	0.1以下	適合
2	鹿児島市南部清掃工場 (1号炉)	0.00043	0.1以下	適合
3	日置市クリーン・リサイクルセンター (1号炉)	0.12	1以下	適合
4	アサヒプリテック株式会社 鹿児島事業所 谷山臨海工場	0.14	1以下	適合
5	株式会社 勝利商会 第一中間処理場	0.52	5以下	適合
6	株式会社 勝利商会 第二中間処理場	0.48	5以下	適合
7	株式会社 サニタリー リファイナリーセンター (ストーカキルン式)	0.14	5以下	適合
8	永田重機土木株式会社	2.2	10以下	適合
9	株式会社 ヤクヤクリサイクル	0.069	10以下	適合
10	株式会社 フタマタ開発	2.2	5以下	適合
11	パシフィックグレーンセンター 株式会社 南日本支店	0.98	10以下	適合
12	国立大学法人鹿児島大学 (共同獣医学部)	0.0034	5以下	適合
13	光建設株式会社	0.28	10以下	適合
14	株式会社 大進産業 (バッチ式)	0.0040	10以下	適合
15	サツマアルミリサイクル工業 株式会社	0.69	5以下	適合

(2) 水質基準適用事業場

(単位 ;  $\text{pg-TEQ}/\text{L}$ )

工場・事業場の名称	調査結果	水質排出基準	適合状況
鹿児島市谷山処理場	0.000045	10以下	適合

注1 pg (ピコグラム) は重さの単位で、1 pg は1兆分の1 g である。

注2 TEQとは、「毒性等量」を意味し、測定されたダイオキシン類の量を、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDD (四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン) の毒性に換算して表したものである。

注3 ng (ナノグラム) は重さの単位で、1 ng は10億分の1 g である。

注4  $\text{m}^3\text{N}$ は体積の単位で、1  $\text{m}^3\text{N}$ は0℃、1気圧の状態の気体1  $\text{m}^3$ を表す。